

○瑞穂町国民保護協議会条例

平成 18 年 3 月 28 日

条例第 14 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号）第 40 条第 8 項の規定に基づき、瑞穂町国民保護協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委員の総数)

第 2 条 協議会の委員の総数は、30 人以内とする。

(会長の職務代理)

第 3 条 会長に事故があるときは、会長があらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 4 条 協議会は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(瑞穂町非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 瑞穂町非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 41 年条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略